

大和市告示第140号

大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和4年9月27日

大和市長 大 木 哲

大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年における原油価格及び物価の高騰並びに新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響を受ける市内の中小企業者等に対し、その事業の継続を支援するため、予算の範囲内において原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金を支給する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給及びその対象者)

第2条 本市は、この要綱に定めるところにより、原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

2 給付金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業者又は個人事業主であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が300,000,000円（ただし、卸売業を主たる事業とする者にあつては100,000,000円、サービス業又は小売業を主たる事業とする者にあつては50,000,000円）以下であること。

イ 常時使用する従業員の数が300人（ただし、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人、小売業を主たる事業とする者にあつては50人）以下であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。)が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 政治活動又は宗教活動を目的とする者

オ 公序良俗に反する営業を行う者

(3) 市内に主たる事業所を有し、かつ、第5条の規定による申請（以下「申請」という。）の時点において市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること。

(4) 原油価格若しくは物価の高騰又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、次のアからオまでのいずれかに係る令和4年4月から9月までの金額を平成31年から令和3年までのいずれかの年の4月から9月までの金額と比較して、アからウまでにあつては100,000円以上減少し、エ及びオにあつては100,000円以上増加していること。

ア 売上高

イ 売上総利益

ウ 営業利益

エ 仕入原価に販売費及び一般管理費を加えた額

オ 事業の用途として支払ったガソリン料金、電気料金、ガス料金その他の燃料料金

(5) 申請の時点において、市内で事業を継続する意思を有していること。

(6) 個人事業主にあつては、主たる職業として当該事業を営み、かつ、申請の時点において1年以上市内に居住していること。

（支給額）

第3条 給付金の支給額は、100,000円（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）4分類表、大分類H－運輸業、郵便業のうち、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業（自動車燃料を使用する事業に限る。）、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業及び集配利用運送業に該当する者である場合は200,000円）とする。

（支給の制限）

第4条 給付金の支給は、対象者1者につき1回とする。

（支給申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請期限までに、大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金支給申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 損失額確認表

(3) 第2条各号（第5号を除く。）に掲げる要件を満たすことが確認できる書類

(4) 第3条に定める事業に該当する者にあつては、当該事業の許認可等を受けていることが確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(支給決定及び請求)

第6条 市長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、支給の適否を決定し、その結果を大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金支給（不支給）決定通知書により、当該申請者に通知する。この場合において、支給決定を受けた者は、大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金請求書により市長に給付金を請求するものとする。

(委託)

第7条 市長は、申請の受付、申請内容の審査に係る事務を、事業を適切に運営できると認められる法人その他の団体に委託することができる。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による給付金支給事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（次項において「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、第6条の規定による給付金の支給決定を行わない。

(給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受け、又は受けようとした者があつたときは、その支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により支給された給付金の返還については、第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金支給申請書	第5条
第2号様式	誓約書	第5条
第3号様式	損失額確認表	第5条
第4号様式	大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金支給（不支給） 決定通知書	第6条
第5号様式	大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金請求書	第6条